

1. 件名

三菱原子燃料株式会社による加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談（6-9）

2. 日時

令和2年12月18日（金） 13時20分～15時20分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、有田専門職、武田専門職、田邊専門職、上原技術参与、吉村技術参与

上出安全審査官、田尻安全審査官、河原崎専門職

三菱原子燃料株式会社

富永執行役員、他9名

三菱重工業株式会社 1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：6次申請第1回補正に対するコメントへの対応状況

資料2：6次申請第1回補正と12月11日面談コメント反映案の比較（速報版）

資料3：6次申請第1回補正と12月11日面談コメント反映案の比較（追加版）

資料4：インターロック及び警報の機能に関する確認について

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:01 | 規制庁アリタです。ただいまより、三菱原子燃料の第6次設工認に係る面談を開始します。 |
| 0:00:11 | 本日の面談を令和2年8月3日付で申請があり、10月30日に第1回補正があった三菱原子燃料の6次設工認についての面談になります。事実確認になります。 |
| 0:00:26 | 内容としましては次の4点で進めて参ります。1点目、前回の事実確認として放射性廃棄物の廃棄施設、主に廃棄と換気に関わる条文ですね、プラス建物関係で、 |
| 0:00:44 | 地盤、地震、不法侵入、これらについて、 |
| 0:00:49 | の回答を本日の配付資料としてもらっておりますので、それを踏まえた追加の事実確認を行います。二つ目として、設備に係る外部衝撃、非常用電源に係る事実確認。 |
| 0:01:04 | 次、三つ目として、建物の関係で、外部衝撃、非常用電源、通信連絡、放射線管理に係る事実確認を行います。 |
| 0:01:16 | 最後四つ目として |
| 0:01:20 | 今三つ挙げたやつ以外でこれまでの確認した各条文関係で追加の事実確認があれば、行ってきたいと思います。 |
| 0:01:32 | はい。それではまず、前回の面談を踏まえた回答資料を本日配付資料として受け取っております。この内容を踏まえての追加の |
| 0:01:46 | 事実確認を行いたいと思います。 |
| 0:01:50 | まず一つ目ですが、 |
| 0:01:53 | 前回の間で、No.2719という問があったと思います。これについて解答見たんですが、 |
| 0:02:02 | これの |
| 0:02:03 | 回答を踏まえてコメント反映案は新旧表のほうですね。これの34ページを見ると、 |
| 0:02:10 | 図ト系1-10、5分の4、表1って書いている箱が2ヶ所あって、 |
| 0:02:17 | その表1に入っている設備が何かというと箇所は1個しかない。 |
| 0:02:25 | これを見ると仮焼炉から2ヶ所に繋がってるっていうふうに見えるんですがそういう整理でよろしいんですね。 |
| 0:02:45 | MNFナガトシです。ご認識の通りです。 |
| 0:02:51 | 送りました資料の、32ページに図イ設92に2分の1の図を記載してございますが、この通り気体廃棄施設である冷却装置と、コンデンサを挟んでですね、化学処理施設の仮焼炉の構成機器を設置します。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:03:10 | こういうことですね、各処理施設等に緩衝体してるということでございます。以上です。 |
| 0:03:18 | はい。規制庁アリタです。考え方理解しましたが認なんですが、コメント反映案は 34 ページを見ると、安全機能 632 の廃ガス冷却装置と繋がってる箱と、 |
| 0:03:37 | 633 番コンデンサーと繋がってる箱が二つございます。で、廃ガス冷却装置に繋がってるの、これは仮焼炉の本体の方でコンデンサと繋がってるの |
| 0:03:53 | このフィルタと排ガスフィルタとブロア、その辺の |
| 0:03:58 | それらは繋がっていると、そういう整理でよろしいですね。 |
| 0:04:05 | MNFナガトシです。その通りでございます。 |
| 0:04:10 | 規制庁アリタです。了解いたしました。 |
| 0:04:16 | 規制庁カミデです。私から 1 点、コメントの 2739 番の回答なんですが、この反映案の 24 ページなんですか、ADUバグフィルタのフードボックス、これ 86 番の設備ですけども。 |
| 0:04:37 | スクラバを経由するという記載となってるんですが、申請書の 3428 ページでは、フードボックスの排気は、スクラバ部を経由しないことが示されていて、記載が整合していないように思います。 |
| 0:04:54 | またですね、ADUバグフィルタこれ 85 番の設備ですけども、これは 3421 ページの機器リストにおいて、 |
| 0:05:07 | 3419 ページの系統図では一部スクラバを経由しない経路と、 |
| 0:05:13 | いうものが示されているんですが、その経路に接続する機器がそのリスト中のどの機器に該当するか、明確でないので、それぞれの図面について適切に記載してください。 |
| 0:05:28 | この反映方針について今、簡単にご説明いただけますか。 |
| 0:05:38 | はい。MNFナガトシです。 |
| 0:05:42 | そうですね。反映はせつかくですね、23 ページ、24 ページに記載の通りですね、ADUバグフィルタにはですね、ADUバグフィルタの一番の地形のほうの第けれど配置はスクラバを経由しておらず、 |
| 0:05:59 | ADUバグフィルターの配置はですね、スクラバを経由しております。 |
| 0:06:03 | 予定で |
| 0:06:07 | 廃棄施設の系統分離モデル、これスクラバを経由している経路していないという系統を示しており、整備の内容は設備構成と考えてございます。 |
| 0:06:19 | これまでご指摘いただいたですね。コメント 2719 番までですね、具体的の系統図をつけていただきたいと、わかりやすいように見直すというような方針でございます。以上です。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:06:36 | 規制庁カミデです。ADUバグフィルタについてスクラバ経由するものとしがないものがあるという話は理解するんですが、最初に聞いたの 86 番の設備のフードボックスの排気は、 |
| 0:06:53 | これはスクラバを経由するんでしょうか。 |
| 0:07:00 | MNFナगतシです |
| 0:07:04 | コメント取りかえておまして、くどくどこれは経由で次第は別途後程ですね、多区画にしゃべると回答していただきます。大変申し訳ございませんでした。 |
| 0:07:20 | 規制庁カミデです。わかりました適切に反映するようにお願いします。以上です。 |
| 0:07:32 | 原子力規制庁のナガイです。引き続きまして、 |
| 0:07:37 | どっか警報について確認します。これは |
| 0:07:42 | 気体廃棄設備の 5 の関係ですけど、図ですと、図ト配の |
| 0:07:49 | 記録の 5 分の 13394 ページですね。これ気体廃棄の 5 とそれから 6 の排気ファンについてですね、第一種管理区域の負圧異常で警報を表示吹鳴する。 |
| 0:08:07 | 負圧警報装置を設置する設計としておりますけれども、 |
| 0:08:11 | 差圧計がですね、その差、負圧を検知する差圧計が、シリンダ洗浄とそれから第 2 廃棄物貯蔵と第 1 廃棄物貯蔵棟の兼用で 1 台のようになってますので、 |
| 0:08:30 | 第 2 廃棄物貯蔵、それが第 2 廃棄物貯蔵棟に設置されて、 |
| 0:08:36 | おりますけれども、 |
| 0:08:38 | 第 2 廃棄物貯蔵棟にのみ設置されているますが、必要、各建屋に漏えい検出器を設置しなくていい理由について説明をしてください。 |
| 0:08:57 | あわせてですね、5538 ページからですね、5543 ページのこれ切閉じ込め機能の説明では、 |
| 0:09:11 | 三角の印がついてまして、合計 8 点の負圧確認箇所がありますけれども、これとの関係についても説明をお願いします。 |
| 0:09:31 | 三菱原子燃料のテシマと申します。 |
| 0:09:34 | ご質問の件でけれども、ご指摘の通り、負圧警報装置はシリンダ天井等第 2 廃棄物処理所、 |
| 0:09:43 | それから第 1 廃棄物処理所専用としてます 1 台を第 2 廃棄物処理所に設定してしております。 |
| 0:09:51 | 同一つのバック警報装置 2 台CDF場所の不安等を確認しており、建物内のギャップを十分監視できるように確認課長選定自制しております。 |
| 0:10:07 | はい、原子力規制庁ナガイです。今私のほうで二つ問いかけしたんで二つ回答いただいたものと理解しますがまず一つ、一つ目の負圧警報の警報というか、検出管になりますけれども、負圧のですね。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:10:26 | ここについては、図面の中で負圧の検出位置、 |
| 0:10:32 | 明確にするようにしてください。どこでとっているのかっていうことですね。 |
| 0:10:39 | で、各建物 2 の系統に対してですね。それで、その上で、 |
| 0:10:47 | 負圧の制御方法といいますか、深さがそれぞれ設定してあると思うんですけども、そういう関連からですね、警報に使用する検出器がそれぞれの建屋をカバーして代表 1ヶ所で、 |
| 0:11:06 | いいんであれば、そのカバーする範囲の負圧を代表していることの適切性といいますか、それで負圧が検出できるんだということを説明なりですね、するようにしてください。 |
| 0:11:29 | はい。 |
| 0:11:32 | 三菱原子燃料のテシマです。 |
| 0:11:34 | コメント理解いたしました。負圧測定につきましては、どの部屋のもの、それからどの経営トップが傾向的で測定しているか、明確になるようにですね、記載のほうは適正化して、わかるようにしたいと思います。 |
| 0:11:52 | 以上です。 |
| 0:11:53 | はい、原子力規制庁ナガイです。それから後半のところなんですけど負圧の確認箇所というのはおそらく現場の計器ではないかと思うんですけども、ですからこれ、ソフト対応といいますか。 |
| 0:12:09 | 常時監視しているのか、どういう形なのかもちよっと今わからない状態ですので、それも含めてですね、負圧の管理といいますか、警報、運転の管理内に入っているという。 |
| 0:12:26 | 確認等の含めて警報の設定値であるとか、 |
| 0:12:31 | 配置の適切性を全体的にわかるようにですね、説明するようにしてください。 |
| 0:12:43 | 三菱原子燃料のテシマです。了解いたしました。 |
| 0:12:48 | はい、原子力規制庁ナガイです。引き続きまして気排系の確認になりますけれども、気廃系の共通ですね、申請書本文の設備の員数について、 |
| 0:13:05 | 確認しますので、許可の 171 ページ。 |
| 0:13:10 | ですね。 |
| 0:13:11 | 個数が一式となっている。 |
| 0:13:17 | 気廃系はなってますので、今回の設工認の基数とか員数がですね、DACとダンパーにおいて二式等変わっている。 |
| 0:13:31 | 部分がありますけれども、どのようにカウントしているのか、考え方をですね、次回以降、次回ですね、書面で回答をしてください。例として、気排系の 6 の申請書本文、これ 72 ページになりますけど、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:13:49 | 吸気ダンパーダクトとか、吸気ダンパーが二式と書いてあります。それから、排気ダクトダンパ二式とそれから系統図 3531 ページからですね、今現状不整合が生じているのではないかという。 |
| 0:14:06 | 疑問が生じています。給排気ファンや高性能フィルターの申請に係る人数とですね、許可等の員数が今はない状況になっておりますので、すべて考え方を次回説明してください。 |
| 0:14:25 | 文書で提出してください。 |
| 0:14:31 | ここで三菱原子燃料テラヤマでございます。次回文書で提出をいたします。よろしく願いいたします。 |
| 0:14:54 | 規制庁カミデです。ここからは外部衝撃関係の確認をしたいと思っておりますので、まず私の方から4点あるんですけども。まず一つ目、仕様表においてですね、99の3設3という |
| 0:15:14 | ことで、F3竜巻による低建物の屋根の損傷を考慮し、ボルトで固定することが示されているんですが、ボルト以外の固定方法ですね。特に溶接などあると思っておりますので、 |
| 0:15:32 | その説明が添付説明資料経営効率 5379 ページに記載がありません。またその許容値の考え方もですね、同様に記載がないため明確化するようにしてください。 |
| 0:15:48 | さらにですね、ロータリーキルンのは普通方向の固定をしない機器だと思っておりますので、こういうような機器に対する考え方を基本方針に追加をするようにしてください。これが1点目です。 |
| 0:16:05 | 続けて2点目、またロータリーキルンなんですけれども、評価のところ、軸方向の許容応力というのは ■ ニュートンパー平方ミリと言う許容力示されていますけれども、 |
| 0:16:21 | 前述のように、運営方法を固定していないはずなので、どういった経緯を調査しているのか説明するようにしてください。 |
| 0:16:30 | 次に3点目です。5380 ページ、1.2. 4.3 のパネルに対する評価の説明があるんですが、そこにはこのため、耐震評価で層やパネルといった閉じ込め機能を有する部材を評価している。 |
| 0:16:50 | 設備機器については、パネルの発生応力を評価することなく、台風は設計であることを確認できるという記載があるんですが、こういった結論を導くためには、竜巻評価指標化で、 |
| 0:17:07 | それぞれ発生応力がどれくらい出るのか、許容応力はそれぞれどういう設定をしているかと言う関係から、耐震設計で包絡できるという結論が導き出されるべきなので、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:17:22 | その点説明不足していますので、適切な記載としてください。この3点については |
| 0:17:30 | 後日書面で回答をいただければと思います。 |
| 0:17:36 | 続けて4点目なんですけれども、これは回答をいただきたくて、これもロータリーキルンなんですけれども、8.1の節の6、また配管は損傷しないような支持間隔で保持するという点について、 |
| 0:17:54 | 申請書の4597ページでは、どのような支持間隔表を用いるのか、示されていないのでその説明をしてください。また、屋外にインターロックのケーブルがあると思うんですけれども、その防護方法について説明してください。 |
| 0:18:14 | よろしくお願いします。 |
| 0:18:19 | 三菱原子燃料のウチダです。 |
| 0:18:21 | 今いただいた質問ですね、まずロータリーキルンの屋外配管についてなんですけれども、まず配管の材料ですね、こちら随時K-6に示しております。こちらに書かれている材料については、5次申請の |
| 0:18:44 | 添設説3-2-2ですね、こちらの方を見該当するものの中表載せておまして、まずそのスパン表を利用しております。まず一つ目の回答がこちらになります。 |
| 0:18:58 | FPなんですけれども、屋外のインターロックのケーブルの防護方法についてなんですけれども、まず、 |
| 0:19:07 | ケーブルを上回る可撓性ですね、曲がりやすいというような性能を有しておりますので、体性は問題ないものと考えております。 |
| 0:19:17 | また電線管に入れて敷設するんですけれども、この電線管は、火災からケーブルを防護するためでありまして、ちょっとそちらの方では耐震性というのを有しておりませんので、同ケーブルの防護については、／については原価で |
| 0:19:37 | 防護しまして力については可動性を有しているのもまた別途、問題ないものというふうに考えております。以上です。 |
| 0:19:51 | はい。規制庁カミデです。まず1点目の確認なんですけど、その5次申請が手元になくて恐縮なんですけど、その支持間隔表というのは第1類の地震力に対する支持間隔表なのか。 |
| 0:20:07 | 2類要なのかというのを説明してください。 |
| 0:20:15 | 三菱原子燃料のウチダです。5次申請の方でつくれ作らせていただいています。表の神戸は、類による評価というような書き方ではなくて、地震力KH=0.60と1.0。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:20:33 | 1.5 を見てみて 0 のケースにおける評価しております。今回こちら該当する設備については一類設備になっておりまして、1 階の設備になっておりますので、KH=1.0。 |
| 0:20:50 | におけるスパン表というものを対象にしていただければいただきたいなと思っております。以上です。 |
| 0:21:02 | 規制庁カミデです。少し聞き取りにくかったんですが、 |
| 0:21:08 | その竜巻、竜巻を包含する地震力は、 |
| 0:21:15 | その幾つになるということですか。 |
| 0:21:22 | 竜巻を包含する、実施地震力はKH=1.0 の場合のスパン長ですね、そちらを参照していただきたいと思っております。 |
| 0:21:37 | 規制庁カミデです。わかりました。そういうことであれば、今回の基本設計方針においても、竜巻を包含するとしている地震力、 |
| 0:21:50 | の支持間隔表を採用するという旨を記載していただければと思います。 |
| 0:21:57 | またですね先ほどの電線管の話なんですけども、まず屋外のインターロックのケーブルというのは電線管に保護されていて収納されているということなんでしょうか。 |
| 0:22:16 | 三菱現車両のウチダです。電線管のケーブルは配管に収納されております。 |
| 0:22:26 | はい、規制庁カミデです。それでその電線管が竜巻に対して、耐えられるということは確認しているということでもいいですね。 |
| 0:22:39 | 三菱原子燃料のウチダです。はい。先ほどの説明の通り、K1=1.0 ですね、スパン表を用いることで、竜巻力の問題ないということを確認しております。 |
| 0:22:52 | 以上です。 |
| 0:22:55 | はい。規制庁紙上出です。わかりました。以上です。 |
| 0:23:07 | 規制庁オザワですけれども、今のところで、当評価で 5 次申請での表を使用しているということであれば、今回もそれを用いてその評価を実施しているので、できればですね今回の申請においてもですね、 |
| 0:23:23 | 添付していただければと思うんですけれども、検討の方よろしく願います。 |
| 0:23:35 | はい、三菱原子燃料のウチダですはい入れるようにしますはい、失礼いたしました。 |
| 0:23:45 | 規制庁の田尻です。若干関連するんですがちょっと今回、ちょっと話別の施設に飛んで恐縮なんですけど貯蔵施設とかのところで、複数ユニットの臨界の話書かれていて、 |
| 0:23:53 | 二次のときの申請書にその説明資料がついてるので今回つけてませんっていうやつが多分所々一定寺谷字のときに出てきたときは、材料はそろってない |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| | 状況で参考についてるだけだと思うので、要は今回の申請において初めて材料がそろって確認できるものになったというふうに認識しているので、 |
| 0:24:13 | 要は申請としてそれを完結されたさせるために必要なのであれば耐震に限らず、必要な資料をつけていただくようお願いいたします。以上です。 |
| 0:24:30 | 三菱原子燃料テラヤマです。承知いたしました。 |
| 0:24:46 | 規制庁タナベです。そうしましたら、続きましてタナベの方から3点ですね、外部衝撃について指摘事項をさせていただきたいと思います。 |
| 0:24:59 | F3 竜巻ですねさらなる安全誘導についての指摘でございます。 |
| 0:25:04 | まず1点目ですね。 |
| 0:25:07 | 定時 226 ページ、金属容器(溶液・スラリー)用台車についてです。 |
| 0:25:15 | F3 竜巻対策として、ワイヤで固定するという旨の記載があるのですが、これはまず、金属容器と台車間、 |
| 0:25:25 | 及び台車及びアンカーボルト間で固定を行っているという理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:25:33 | またですね、ページ 5381 ページ。 |
| 0:25:37 | 添付説明書 4 の 1 ポツ 3 においてですが、ワイヤを介してアンカーボルト等で固定するという記載でございます。 |
| 0:25:46 | このですね固定用のアンカーボルトは、平面図上どこかにですね打ち込まれているもので、これらの機器はですね、F3 竜巻時、そこにですね移動させて固定させるものなのでしょうか。 |
| 0:26:00 | 今回のワイヤでの固定っていうのは保安規定でですね定めているところがあると思いますので、そういう運用面からですね回答をですねいただければと思います。この回答については後日書面でいただければ結構ですのでよろしくお願いいたします。 |
| 0:26:18 | 続けてですね残り二つ進めたいと思いますが、 |
| 0:26:22 | また同じワイヤの話なんですけど、次の1点はもう一言ですがまずワイヤの強度についてはですねF3 竜巻に対して十分な耐力を持つことを確認しているのでしょうか。これは書面での回答をお願いいたします。 |
| 0:26:37 | 最後にですね、 |
| 0:26:40 | ページ 4683 ページですが、こちらですね、技術基準の説明において、保安秤量器、 |
| 0:26:48 | 管理番号は 921 番 923 番ですが、こちらですね、F3 竜巻に対してワイヤで固定する旨の記載がございます。 |
| 0:26:59 | ただ、5381 ページ、添付説明書 4 のですね、添設設 4-1-1 表において固定する設備機器一覧表にですね、保安秤量器が記載ございませんので、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:27:15 | これ正しいかどうか確認していただきたいと思います。 |
| 0:27:19 | こちらについても、後日書面で回答していただければ結構でございますが、保安秤量器だけでなくですね、ほかにも漏れがないかっていうのもですね、水平展開して確認していただければと思います。 |
| 0:27:34 | 規制庁タナベから以上でございます。 |
| 0:27:45 | 三菱原子燃料のウチダです。承知いたしました。後日コメントで回答させていただきます。 |
| 0:27:55 | 規制庁アリタです。続きまして、外部衝撃関係の指摘を行います。 |
| 0:28:05 | ページでいうと 370 ページのイオン交換装置吸着塔、 |
| 0:28:10 | 374 ページ酸洗装置などがあるんですが、これは転換工場の廃棄物処理チェックタンク室に設置する機器に当たります。 |
| 0:28:22 | これらの仕様表を見ると、F3 竜巻に係る設計が規制されているんですが、これらが設置されている廃棄物処理室とチェックタンク室でこの部屋は結局その |
| 0:28:35 | こういう階に機械室があるので、仮にその転換工場の屋根が損傷しても、天井で守られるので影響がないと思われるんですが、その仕様表に、このF3 竜巻の設計を超えている趣旨理由について教えていただけますでしょうか。 |
| 0:28:57 | MNFナガトシです。ご指摘の通り、廃棄物処理室とチェックタンク室ですね、言われて、天井がございますので、影響は受けないというふうに考えておるんですけど、同じ廃棄物処理施設がですね、ウランを取り扱う化学処理施設の設備を設置する。 |
| 0:29:18 | ことがありますので、保守的に、これらの設備については、例えば管理はかかるという評価をしてございます。以上です。 |
| 0:29:29 | 規制庁アリタです。チェックタンク室と廃棄物処理室これについては、天井があるんで本来ならF3 竜巻の影響はないはずですがウランを扱うので保守的にということで、設計、 |
| 0:29:44 | 仕様表に書かれているということで理解をいたしました。 |
| 0:29:49 | 次に移りたいと思います。 |
| 0:29:55 | 設計番号で言うと呼応 41 の件 8 括弧 4 時ってことでこれ降水の供給高にストレーナをつけるって設計があると思うんですが、これについてちょっと一部記載のそこを統合する疑問があったんで統一して後日回答するようにお願いします。 |
| 0:30:14 | まず一つ目。 |
| 0:30:17 | 仕様表で言うとも 353 ページにあるろ過器(廃液用)、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:30:22 | この図面、この設備図面は 2671 ページ、図移設 85、2 分の 1 になるんですが、 |
| 0:30:32 | こいつを見ると仕様表にはさっき言ったのを 541 建 8(4 次)っていう設計番号があるんですが、図面の方にはちょっと降水の供給のがなくて、 |
| 0:30:43 | 逆に何かある純粹っていう何か別の記載がございます。 |
| 0:30:48 | ちょっとこれがちょっと統一できないので、適宜適正化をお願いします。もう 1 個ですが、 |
| 0:30:54 | 仕様表で言うと 393 ページのリサイクル液受槽。 |
| 0:31:00 | この図面が 2706 ページから 2708 ページはず移出 104。 |
| 0:31:07 | 5 分の 1 から 5-3 になると思います。あともう 1 個同様に、395 ページの洗浄液服装、この図面が 2712 ページの |
| 0:31:19 | 図移設の 105、3 分の 2 でこれらについてはさっきと逆に図面を見ると降水を供給しているんですが、 |
| 0:31:28 | 仕様表のほうにはストレーナの設置がございませんのでこれも統一するようにお願いします。 |
| 0:31:40 | メールとしてご出席としましたらました物理現象でさせていただきます。 |
| 0:31:49 | はい。 |
| 0:31:50 | 規制庁アリタです。続きまして廃棄設備の F3 竜巻に係る事実確認に |
| 0:31:58 | 移りたいと思います。これがさっき廃棄物によるチェックタンク室なるものでちょっと話は重複してくるんですが、 |
| 0:32:08 | 具体的に言いますと |
| 0:32:12 | 1546 ページの気体廃棄設備括弧 1 の供用期間を括弧 1、 |
| 0:32:18 | これは |
| 0:32:21 | 交通について F3 竜巻、 |
| 0:32:23 | に関する記載がございまして設置も初期開始することでこれはまたその上の階にフィルター室があるので、天井でもらえるので屋根がなくても問題ないということで設計。 |
| 0:32:40 | F3 竜巻の影響は受けないという整理でよろしいですよ。 |
| 0:32:52 | 三菱原子燃料のテシマです |
| 0:32:55 | ご理解の通りでございます。上に天井があるので、 |
| 0:33:00 | 負担の影響は受けないというふうに整理しております。 |
| 0:33:04 | 規制庁アリタです。そのさっき廃棄物の処理いつもお話との一応整理なんですが、一応その廃棄物処理室もチェックタンク室も機械室もそれぞれ屋根が、天井があるので屋根が飛んでも F3 竜巻の影響がないっていうのが、 |
| 0:33:22 | 本来の整理なんですが、他方で扱っている |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:33:27 | 内包している物質といいますかそのリスクを見ますと、気体廃棄設備はほとんど放射性物質はないだろうということでリスクはないので、当初の整理通り天井があるなら F3 は考慮しない。 |
| 0:33:42 | 一方、イオン交換装置とか中にウラン溶液へ放射性廃棄物を含んでいるものはリスクがあるので保守的に F3 を考慮していると、そういう整理でよろしいですよ。 |
| 0:34:05 | 三菱原子燃料の手島です。 |
| 0:34:11 | 今おっしゃっていただいた整理の通りでございます。ありがとうございます。 |
| 0:34:20 | はい。規制庁アリタです。承知しました。続いてなんですが、 |
| 0:34:26 | 1571 ページ、75 ページにある機器配置の排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)というやつですが、これ外部衝撃に係る設計は全部バーになって記載がございません。 |
| 0:34:41 | これについては屋外との境界部なんでは、ですから竜巻とかもろもろ考慮すべき外部事象はあると思うのでその辺は記載して後日回答面、合意書で回答するようお願いします。 |
| 0:35:06 | 三菱原子燃料テシマです。了解いたしました。 |
| 0:35:12 | はい。規制庁アリタです。続いてなんですが、 |
| 0:35:17 | 1578 ページの気廃2給気ダンパってやつは、これが |
| 0:35:24 | これについてもF3 竜巻に係る設計が書いてございませんで、設置場所を確認すると、これは何か。 |
| 0:35:34 | 何ヶ所かに渡ってるようなんですが一部屋外とか、 |
| 0:35:38 | 来転換工場の最上階のフィルタ室にありましてここはF3 竜巻の影響を受ける場所だと思うんですが、 |
| 0:35:49 | これについてF3 竜巻の設計がないと書いてない理由を説明してください。 |
| 0:36:00 | 三菱原子燃料のテシマです。 |
| 0:36:03 | まず、屋外に設置されているダクトにつきましては、F3 の竜巻の影響を受けてですね、飛来物となっても、ダクト自体は軽く建屋に対して、影響も少ないということで、 |
| 0:36:19 | F3 竜巻の評価の対象外としております。 |
| 0:36:24 | 一方もう1個指摘いただいた最上階のフィルタータイプでございますけども、この転換工場の場合にはフィルター腑に床がございまして、また上には防護ネットが引いております。 |
| 0:36:37 | NVLAPが飛来物となっても、防護ネットで守られることと、それから、それから床下についても床がございまして、F3 竜巻の対象外というふうに考えております。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:36:54 | えっと規制庁アリタですが、このF3 竜巻の設計の考え方ちょっと整理したいんですけど。 |
| 0:37:01 | この設計っていうのはF3 竜巻によって当該の設備が壊れないかというよりも当該設備が壊れることによって他の建物なんかに悪影響が出ないかというのを防止するために |
| 0:37:17 | 止めているのであって、ダクトについては本体は壊れても他に悪さをしないので予算龍野旧姓通ら不良であると、そういう整理でよろしいですか。 |
| 0:37:32 | 原料のテシマです、今おっしゃっていただいたような整理で考えております。 |
| 0:37:49 | すいません規制庁有田です。これ、 |
| 0:37:52 | さっきと似たような指摘になるんですが 1583 ページの気塵(1)排気ダクトダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)でこれもF3 竜巻がなくて、 |
| 0:38:07 | 設置場所は最上階のフィルタ室になるんですが、 |
| 0:38:11 | これについてもさっきと同様の整理でFこのダクトダンパ自体がとんでも他の悪さをしないので、F3 の影響を考慮しないということによろしいですよ。 |
| 0:38:28 | 三菱原子燃料のテシマで、 |
| 0:38:31 | 今おっしゃっていただいた時通り先ほどの経理と同じということになります。 |
| 0:38:39 | はい。規制庁アリタです。了解しました。 |
| 0:38:43 | 原子力規制庁ナガイです。ちょっと今の質疑応答の事実確認の中で、転換工場の最上階のフィルター室には床がわりという。 |
| 0:38:57 | 御説明だったんですけども、 |
| 0:39:00 | 第 4 次の設工認で、 |
| 0:39:04 | この転換工場の最上階の床というのは屋根が損傷した場合に、その竜巻の防護ラインといえますか、 |
| 0:39:14 | として機能するという、その安全機能を申請をしていたのかっていうのをちょっと確認してですね、今日面談の最後で結構ですけど、説明していただけますでしょうか。成形工場、工場等の |
| 0:39:31 | 成形工場については、一番最上階の床でそこからして、床で竜巻ですね屋根が損傷した場合に、そこから下の設備機器を防護するという。 |
| 0:39:45 | 設計なっていたのは記憶してるんですけど、転換工場についてはちょっと今、もし私の記憶が間違っていれば申し訳ありませんけれども、ちょっと再確認をして、この面談のその後半でですね、説明をお願いします。 |
| 0:40:07 | 三菱原子燃料のテシマです。確認いたします。 |
| 0:40:11 | 規制庁のタジリです。先ほどF3 の対象設備についてちょっと確認しておきたいんですけど、許可の添 5-33 ページにおいて、さらなる安全対策の向上策という |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| | ので負担の対象で言っていたのは、核燃料物核廃棄物を含むを取り扱うすべての建物及び設備機器というふうにされていたかと思うんですけど。 |
| 0:40:31 | ここでいう廃棄物っていうのは気体廃棄物が入らなくて気体廃棄物だけということでしたっけ。 |
| 0:40:51 | ちょっとアリタの意図としては先ほど平井のほうで飛来物としての考慮はするけれど、別に何か破損はみたいな話になったかと思うんですけど、この廃棄物を含むという意図がどっちのことを言ってるのかなというのを確認したいんですが。 |
| 0:41:25 | 三菱原子燃料のテシマです。 |
| 0:41:28 | ちょっと即答ちょっとできないっていう後で確認して回答いたします。すみません。よろしくお願いします。 |
| 0:41:39 | はい、原子力規制庁ナガイです。それでは次の事実確認に移りたいと思います。 |
| 0:41:50 | 次はですね、やはり外部衝撃なんですけど、建物で、附属建物の廃棄物、 |
| 0:42:03 | 貯蔵設備ですね、それから第3核燃、第3廃棄物倉庫と、 |
| 0:42:11 | になりますので、ですね、今回1503ページの第3廃棄物倉庫の主要表で |
| 0:42:22 | 地震竜巻ですねこれF3ですけども、対策の検討とそれから落下防止措置の |
| 0:42:32 | 記載 |
| 0:42:33 | があるんですけども、一次申請の時の廃棄物貯蔵設備の(5)、 |
| 0:42:40 | 記載とちょっと比較したところですね一次申請については、廃棄物貯蔵設備の(7)の |
| 0:42:48 | 1設備については、記載がここ若干異なっておりまして、使用するベルトがベルトラッシングとそれからスリングベルトと今回と異なっておりますが、どのような考え方で、 |
| 0:43:07 | 選定しているのかっていうのは、後日書面で回答してください。 |
| 0:43:22 | 三菱原子燃料のカワマタでございます。最初いたしました。 |
| 0:43:27 | 原子力規制庁ナガイです。引き続きまして今度は非常用電源の安全設計に移りたいと思います。これは納期は気体廃棄設備、 |
| 0:43:43 | 全般になるんですが、副変電所ですね、 |
| 0:43:48 | 遮断器を介して、もしくは制御盤ですね、を介してディーゼル発電機に接続する排気ファンの配線図がですね、ちょっと今見当たらん類ませんで、 |
| 0:44:04 | これについては |
| 0:44:08 | 1例としては、緊急対策設備については建屋の中の配置のところですね、配線図が書いてありますけれどもそういう例も参考にしながら、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:44:23 | 排気ファンの外形図等にですね、記載するようにしてください。 |
| 0:44:30 | それから、排気ファンの設備とですね、ディーゼル発電機をつなぐケーブルの仕様ですね、これは仕様で圧であるとか、あとは低圧であればケーブルの難燃性等についてもですね、 |
| 0:44:48 | 仕様表に記載するようにしてください。 |
| 0:44:52 | あわせてですね負荷側のケーブルの |
| 0:44:55 | 申請、負荷側と言えればいいのか遮断器であるとか、制御盤等ですね、発電機側等取合い以降の部分になると思いますけど、そのケーブルの申請を今回するののか。 |
| 0:45:10 | 次回以降なのか明確にするようにしてください。 |
| 0:45:22 | はい。 |
| 0:45:23 | 三菱原子燃料の松井です。拝承いたしました。 |
| 0:45:36 | 規制庁アリタです。続きまして非常用電源の本系で私から4点。 |
| 0:45:44 | 唯一確認終わりました、これについては後日書面で回答していただければということで構いません。 |
| 0:45:52 | まず1個目。 |
| 0:45:55 | 非常用電源繋がってる設備として、例えば1551ページきはい(1)排気ファン(1)のがあるんですが、仕様表にはこれ沢山 |
| 0:46:08 | ファンが書いてるんですが、そのどれはDGに繋がってるそとつながっていないっていうのはちょっと仕様表からこれ読めません。 |
| 0:46:18 | そのまま床法でこれ添付説明書を見ると書いてたのでそれ見ればわかるんですけど、これちょっと本文にも書いて欲しいので、費用評価で図面のほうに書くとなんかちょっと見落としてたんであればちょっとどこに書いているか後で教えてください。 |
| 0:46:35 | 二つ目、非常用DGに接続する設備として排気ファンとスクラバがあると思うんですが、それぞれの設備の負荷容量というのはこれ本文仕様表からも図面からも読み取れません。 |
| 0:46:51 | この負荷容量については、許可の |
| 0:46:55 | 添付553ページの表に |
| 0:46:59 | 各建物の系統別の負荷容量の合計値が書いておりまして、設計において設工認においては許可の合計値だけじゃなくて許可の各設備ごとの付加容量を書いてもらってその合計値が許可と整合性なのか。 |
| 0:47:17 | そこもちょっと詳細として見なきゃいけないと思うので、記載するようにお願いします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:47:24 | 三つ目でこれをちょっと前回聞いたのと重複して、気体設備、気体廃棄設備(5)で聞いたのと重複してしまうんですが、(1)についてはちょっと改めて説明を聞きたいなということで説明をお願いするんですが、 |
| 0:47:42 | 4670 ページに、これ店舗説明ですが排気ファンの |
| 0:47:50 | 考えで排気ファンのうち非常用 DG に繋がる繋がらないかの考え方ということで書いてまして、横のほうでは 1 種管理区域の負圧を維持するための局所排気っていうのがあるんですか。 |
| 0:48:04 | 他方でそのさっき言ったページに書いている。 |
| 0:48:07 | 非常用DGにつないでる排気ファンの一覧を見ると、例えば室内排気の ■ につなげたり、 |
| 0:48:17 | 逆に排気系統チェックタンク室局所排気系統(2)にあたる ■ がなかったりということでこれも一部その許可での説明とのそごがあるので、法の考え方をJIS説明するようにお願いします。 |
| 0:48:35 | 作業を三つ目、四つめこれ許可の話にと思うんですが、 |
| 0:48:43 | 許可の |
| 0:48:45 | 店舗 553 ページの表にいろんな設備の負荷容量の合計値が書いているんですが、この内工程普通についているのがあってこれは具体的に何の説明がよくわかんないなと。これらの具体名と、設工認の対象なんであれば、いつ申請するのか。 |
| 0:49:01 | これらについて整理し説明するのをお願いします。 |
| 0:49:05 | 以上 4 点について後日書面で回答をください。 |
| 0:49:14 | 三菱原子燃料の松井です。了解いたします。 |
| 0:49:21 | 原子力規制庁ナガイです。引き続き非常用電源の関連で確認です。 |
| 0:49:28 | 無停電電源装置なんですけれども、これは今回の申請に含まれておりませんが、次回ですね、これは 1500 |
| 0:49:40 | 1459 ページの附属建物第 1 廃棄物処理場の仕様表。 |
| 0:49:46 | それから次回以降の申請予定の表ですね 1540 ページでここにも、次回以降申請の項目のリストとして記載をされておきませんので、これはどういう計画になっているのか、ちょっと一言説明をお願いします。 |
| 0:50:12 | 三菱原子燃料ナカジマです。無停電電源装置につきましてはご指摘の通り次回以降申請で記載が不十分でございますので記載を修正させていただこうと思います。今のご指摘で、第 1 廃棄物処理所のというご指摘をいただきましたが、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:50:29 | これ冒頭設備、それから非常ベルが無停電電源装置に接続されておりますので、関連する建物はそれぞれに対するコメントをご指摘と受けとめておりますので、修正を関連するページ資料表ですとか、これから |
| 0:50:49 | 星取表ベかねば中継するようにいたします。以上です。 |
| 0:50:56 | 原子力規制庁ナガイです。関連箇所を幾つかありますので、適切に反映するようにしてください。 |
| 0:51:09 | 三菱原子燃料ナカジマで拝聴いたしました。 |
| 0:51:17 | 規制庁カミデです。ここからは、前回までに確認した条文に係る追加の事実確認を行いたいと思います。まず私から地盤の関連で1点、 |
| 0:51:32 | ロータリーキルンの地震時窒素供給系なんですが、これはコンクリートサポート基礎に設置すると、各コンクリサポート基礎から指示するということなんですが、このサポート基礎というものを、 |
| 0:51:52 | 指示 1000 人結果なり形状等について説明を加えて欲しいと思います。特にですね、このコンクリートサポート基礎がその隣接建屋と構造一定なのかどうかということについて、 |
| 0:52:08 | 少し説明いただけますでしょうか。 |
| 0:52:21 | 定例の施設の管理には、耐専のリセットがそのまま |
| 0:52:34 | コメント措置回答。 |
| 0:52:36 | 表の形で見ていただきたいと確認した上でですね、回答を差し上げたいと思います。 |
| 0:52:47 | 規制庁カミデです。今若干聞き取りにくかったんですが、確認の上、後日書面で回答ということでしょうか。 |
| 0:53:00 | 名などで走時工事の通りでございます。 |
| 0:53:06 | はい、わかりましたよろしく申し上げます。 |
| 0:53:13 | 規制庁のヨシムラです。 |
| 0:53:16 | ヨシムラです。 |
| 0:53:26 | これから何点かですね、これ添付説明書になりますが耐震設計の |
| 0:53:35 | 設備関係の耐震設計の基本方針書に関して、 |
| 0:53:40 | 確認がICEAの追加をお願いしたい点について、 |
| 0:53:45 | 説明したいと思います。まず私の方からちょっと第1点目なんですが、 |
| 0:53:51 | 今回耐震計算結果っていうのが、各申請設備に基づいて、 |
| 0:54:00 | 提出していただいておりますがその設備の |
| 0:54:04 | 構成機器としてですね例えばポンプとか、 |
| 0:54:08 | ブローアウトとか、これらは |
| 0:54:11 | 仕様表ではその他構成機器という扱いで、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:54:15 | 設備に含まれる設備ということで、 |
| 0:54:20 | 示されていますが、こういった今回耐震計算結果として示されていない部分について、 |
| 0:54:27 | どのような方針で耐震性を確認しているのか。 |
| 0:54:32 | ということについて説明と、それから |
| 0:54:38 | これはこれを含めての基本方針書のほうに追記をお願いしたいのですが、 |
| 0:54:45 | その耐震評価の記載の範囲、それから構成機器を含めた |
| 0:54:52 | 全体的な設備の耐震設計の考え方について説明と、簡単に説明と内容については、基本方針書のほうに追記していただければと思います。 |
| 0:55:11 | 三菱原子燃料のウチダです。 |
| 0:55:14 | はい。 |
| 0:55:18 | まず構成機器の評価方法で示していないものでもやはり同様な手法をしております。それと、 |
| 0:55:28 | どのような機械ですか。そういったどのような液体入ってってというような考え方については、今日方針書に追記いたします。 |
| 0:55:37 | 以上です。 |
| 0:55:42 | 規制庁のヨシムラです。お薬と同じ耐震クラスで評価されてるということで理解している。それも書いていただければと思います。よろしいんでしょうか。 |
| 0:55:54 | 三菱原子燃料のウチダです。はい。親機と同様の類で評価しております、それにつきましても記載するようにいたします。 |
| 0:56:04 | 以上です。 |
| 0:56:05 | 規制庁吉村です。わかりました。よろしくお願いします。 |
| 0:56:13 | 規制庁カミデです。私からも耐震計算書の基本方針に関して4点ほどあるんですけども。 |
| 0:56:22 | まず1点目、添付説明資料5318ページの(3)番で拘束条件について、並進3方向固定っていうのが図で示されてるんですけども。 |
| 0:56:38 | その固定とするモデルの例示ですね、も示すようにしてください。また、ボルト固定外の機器についての拘束条件、例えば溶接しているところですね、その設定の考え方を示すようにしてください。 |
| 0:56:55 | 2点目です。これも同じ5318ページですが、モデル化方法について記載があるんですけども、今回の申請対象の評価を方法というものを網羅的に記載する必要はあります。 |
| 0:57:12 | ロータリーキルンなど、特殊な構想ですね、このモデル化方法の規格基本方針によらない設備変わるとしますので、そのモデル化方法及びそのモデル化方法の妥当性について説明を加えるようにしてください。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:57:30 | 3点目、これは 5399 ページなんですけど、フロー図のところです、ヤング率の高低によってもう移行を判断するということになってるんですけども、その判断の基準が示されていません。 |
| 0:57:48 | 具体の部材とヤング率をですね、例示するなどして、それを注記に加えるなどしてですね、説明するようにしてください。以上 3 点については、実は書面で回答いただければと思います。 |
| 0:58:03 | 最後の 4 点目なんですけど、添付説明資料の 5373 ページで、耐震重要度分類の第 1 類及び第 2 発表配管については 5 次申請書にしたがい、支持点を設定するとあるんですけども、 |
| 0:58:22 | 標準支持間隔高を採用しない配管の評価方法については、記載が簡略されています。そのために明確化するようにしてください。これに対して記載の方針ですね、ちょっとご説明いただけますでしょうか。 |
| 0:58:45 | 三菱原子燃料のウチダです、記載の方針についてはですけども、回析方向については、次のような文書を加えようかと思っております。配管を 3 次元梁モデルにより解析する場合は、原則として固定点から固定点、 |
| 0:59:05 | これを独立とした独立した一つのブロックとして、地震力自重により、配管に生ずる応力が許容限界以下、 |
| 0:59:16 | となるように指示方法定める。 |
| 0:59:19 | というようなものを追加しようと考えております。 |
| 0:59:22 | 以上です。 |
| 0:59:27 | はい。規制庁カミデです。 |
| 0:59:31 | 支持間隔によらない場合は、3 次元はりモデルでというお話だと思うんですけども、今ご説明した内容を加えるだけではですね、基本方針としては不十分と思っております、我々審査でどういうことを確認するかというのは、 |
| 0:59:51 | 耐震の設工認の審査ガイドというものをしていますので、そこを見ていただいてですね、例えば荷重の組み合わせですとか、あと許容値の考え方でどういう期間、 |
| 1:00:08 | 括弧を使うのかで地震応答解析の手法などもですね、こういう視点で確認するというものを出していますので、そういう視点で我々確認してますから、もう少し記載を拡充するように検討をお願いします。 |
| 1:00:27 | 三菱原子燃料のウチダです。承知いたしました。はい。拡充して記載するようにいたします。 |
| 1:00:37 | はい。その内容をまた後日書面等で出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:00:48 | 規制庁の田尻です。続いて閉じ込め機能に関連して1点確認させてください。1629 ページから 1629 ページ他の所も一緒なんですけど、高性能エアフィルターの仕様表が書かれていまして、ここで閉じ込め機能に関しては横バーというふうに示されているかと思いますが、これというのは、 |
| 1:01:08 | 当該設備の閉じ込め機能に合わせてないという整理なのかというのを確認したいのが入って確認したいというものです。許可時点の説明においてもですね当然高性能エアフィルタに関しては閉じ込め機能を有する設備としてさ、登録されたかなというふうに考えておりまして、 |
| 1:01:23 | その排気設備のところでは高性能エアフィルタでこそ、この機能になっているというのは当然書かれてはいるんですが、閉じ込め機能に関してどのように整理されているのか説明してください。 |
| 1:01:38 | 三菱原子燃料のテシマです。ご指摘いただいた点ございますけども、基準に照らして整理をですね、高性能フィルタを廃棄施設並みに書いておりました。 |
| 1:01:53 | ご指摘の通り、事業許可の整理見合わせると、とじ込み機能への記載が必要かと考えますので、記載MPでも検討いたしたいというふうに考えています。 |
| 1:02:05 | 規制庁タジリですよろしくお願いたします。 |
| 1:02:43 | 規制庁アリタです。続きまして廃棄。 |
| 1:02:48 | 施設についての指摘に移りますね私の方からまず2点、これは後日書面で回答していただければ構いません。 |
| 1:02:59 | 一つ目に1401 ページのフードボックス括弧混合装置から気体廃棄設備(1)へ矢印が2ヶ所あります。 |
| 1:03:12 | これは設備が2ヶ所あるってということなんでしょうか。 |
| 1:03:16 | この関連で2613名13ページの図面見るところ1ヶ所しかなくてこれちょっと整合とれてないので統一するようにお願いします。 |
| 1:03:27 | 二つ目、3425 ページのリストに、 |
| 1:03:33 | 安全機能番号148の |
| 1:03:36 | 粉末集塵装置がございません。 |
| 1:03:40 | で、2425、2633 ページの図を見ると、粉末集塵装置から気体を排出する(1)矢印が出ております。 |
| 1:03:51 | これも中ずっとリストが整合とれてないので適宜修正をお願いします。 |
| 1:04:01 | MNFナガトシです。ご指摘承知しました。後ほど回答させていただきます。 |
| 1:04:12 | 原子力規制庁のカワラザキです。見たような点でもう1点ございまして、 |
| 1:04:17 | 3473 ページの図において、液体廃棄設備の括弧に接続されているペレット加工室内の設備のリストが記載されておりますが、使用長が局所排気設備に |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:04:34 | 排気系統に接続するとされているフードボックス括弧塑性系プレスが記載されておられません。 |
| 1:04:42 | 一方で、2900 ページの系統図によれば、局所排気系統に接続されており、整合がとれていないため記載ものでは、記載が漏れているのであれば適切に修正いただきたいと思います。これは後日書面にて回答をお願いします。 |
| 1:05:03 | MNFナガトシです。承知しました。 |
| 1:05:14 | 規制庁アリタです。最後私の方から条文には該当しないその他ってことで4点を伝えさせていただきます。これらについても後日書面で回答していただければ構いません。 |
| 1:05:29 | 一つ目、2638、2639 ページの図面にある |
| 1:05:37 | 安全機能番号 157 リフトについてで、米三の各容器の下面に座比 20 ミリ以上、 |
| 1:05:45 | の意味するところ、あと米三の記載する位置からストッパーを容器の底部から 20 ミリを離れた位置に設置する。 |
| 1:05:54 | 意味なのか、20 ミリ以上ストッパーを設置するのか不明なので意図がわかるように、図面もしくは注釈を修正してください。 |
| 1:06:04 | 二つ目に 1623 ページ、安全機能は 539 の粉末梱包機の図面にある部材で楕円形の部分にアングルのハッチングをかけてありますか。 |
| 1:06:18 | プレート使用するのであれば適切に修正をしてください。三つ目。 |
| 1:06:24 | 画面図面の 2631 ページ。 |
| 1:06:29 | 仕様表ですと 304 ページなんですが、材料一覧。 |
| 1:06:34 | で、 |
| 1:06:35 | 関連する材料一覧が 492 ページになります。 |
| 1:06:40 | これらを来d安全機能番号 10 で 147 番なんですがスラグコンベヤってやつで、このベルトも |
| 1:06:51 | ■■■■■ を使用しているのか、これでない場合は、仕様表等に記載しない方針をどのように整理するのか説明してください。 |
| 1:07:01 | あと 5209 ページの表に記載されてる材料に変えていない理由についても、整理し説明してください。 |
| 1:07:11 | 最後ですが、 |
| 1:07:16 | 図面の 2387 ページの配管の仕様を示す部分に、 |
| 1:07:25 | これ材料も ■■■■■ 記載があるんですがこれ、 |
| 1:07:31 | ここは報告であってんのかなと、具体的に言いますとこれ ■■■■■ が正しいんじゃないのかと思いますので、括弧に出席修正をお願いします。 |
| 1:07:45 | 4 点後日書面で回答をお願いします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:07:53 | MNFナガトシですご指摘承知しました。後程回答させていただきます。 |
| 1:08:00 | 原子力規制庁のタケダです。私の方からも何点か確認させていただきます。 |
| 1:08:07 | まず1点目気体廃棄設備からの確認事項になります。 |
| 1:08:13 | 今回気体廃棄設備、(4)が申請対象として申請されているんですけども、それをですね設置する建屋第3核燃料倉庫というのは、次回の申請となっておりますので、 |
| 1:08:30 | 原料高の設計取り合いが全くわからない状況になっております。気体廃棄設備(4)の審査をする上で必要な第3核燃料と層厚とのですね設計取合に関する資料をですね、添付するようにお願いします。 |
| 1:08:47 | これについては、これから今後どういう対応されるか説明をいただけるでしょうか。 |
| 1:08:59 | 三菱原子燃料のテシマです、 |
| 1:09:02 | 液体廃棄設備、(4)第3核燃料倉庫につきましては、気体廃棄設備の申請をさせていただきます。これは気体廃棄設備、1から6までございますけれども、同じ考え方の設計をしているということで、同時に申請させ、 |
| 1:09:20 | いっばいだというものでございます。一方でご指摘いただきましたように第3核燃料倉庫につきましては、第7次議会の修正ということにさせていただきます。まして、建屋関係の条項が不足しているというご指摘かと理解しています。 |
| 1:09:38 | 結果といたしまして、東大行きたい廃棄(4)につきましては、今回の申請から次回の申請にして第3核燃料倉庫の建物情報とともに申請し直すということも踏まえて、含めて検討しております。 |
| 1:09:57 | 以上です。 |
| 1:09:59 | はい。原子力規制庁ナガイです。今の点については承知、了解しましたけれども |
| 1:10:08 | 先行工事としてですねもしくは第3核燃料倉庫の準備工事として幾つかの先行してですね、実施するものであれば、その点については申請に含めていただいても結構ですので、それも踏まえて、 |
| 1:10:25 | ご検討するように検討するようにしてください。 |
| 1:10:34 | 三菱原子燃料のテシマです。 |
| 1:10:36 | 今ご指摘いただいた点も踏まえまして、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。 |
| 1:10:46 | 原子力規制庁のタケダです。続きましてですね外部衝撃から確認させていただきます。 |
| 1:10:56 | 映像をこれから確認するのは主に添付説明書の検査ですね、竜巻に関する基本方針書からの確認事項になります。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:11:10 | まず 1 点目ですね、ページが 4777 ページになりまして、 |
| 1:11:18 | この 2 ポツ、3 ポツ、竜巻防護設計の組み合わせ荷重におきまして、 |
| 1:11:24 | 加工恒設においては飛来物衝撃は発生しないためWMIは考慮しないという記載があるんですけど。 |
| 1:11:34 | F3においては飛来物が想定されていると思うので、ここは該当するものがあるんじゃないかと思っております。 |
| 1:11:44 | ここの文章ですね修正が必要であれば、適正に修正をお願いします。回答はもう一度紙面でいただければと思います。 |
| 1:11:56 | では、ちょっと続けさせていただきます。 |
| 1:12:00 | 次が 4803 ページからの確認になります。 |
| 1:12:06 | ここで第 2 廃棄物処理場の評価結果の記載があるんですけど、 |
| 1:12:11 | それに合わせてですね、渡り廊下の結果も記載されております。シリンダ洗浄等との接続部分になっているところですね。 |
| 1:12:24 | ところが仕様表のB4488 ページでは、渡り廊下の仕様が記載されていない、おりません。 |
| 1:12:33 | ここはですね |
| 1:12:35 | 整合とるという意味で、渡り廊下の仕様も明確にするようにしてください。 |
| 1:12:44 | ここも後日対応を |
| 1:12:47 | 紙面で回答いただければと思います。 |
| 1:12:52 | では続けます。 |
| 1:12:54 | 次のページ、確認事項が 4808 ページになります。 |
| 1:13:01 | 独立遮へい機器の評価なんですけれども、独立遮へい機能の評価結果におきまして、想定飛来物による貫通の評価結果が記載されておきませんので、記載をお願いします。 |
| 1:13:16 | これは仕様表の 1958 ページの 99 件号では飛来物に対して貫通しない構造とするとの記載がありますので、その確認結果の記載をお願いしますということになります。 |
| 1:13:31 | これも後日紙面でご回答いただければと思います。 |
| 1:13:37 | では続けます。 |
| 1:13:41 | 次の確認事項 4828 ページになります。 |
| 1:13:46 | ここは防護件数の設計条件からの確認事項になるんですけども、 |
| 1:13:52 | ここで飛来物として想定されているのが乗用車(バン)となっております。 |
| 1:14:00 | それで事業許可の添 5272 では、敷地外からの飛来物として想定される車両がいくつかあると思うんですけど、その中で乗用車番を選定している理由は何なのでしょうか。 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:14:18 | ここんとこに乗用車が一番、運動エネルギーが大きいというわけではないと思うんですけど、その選定の理由をちょっと教えていただきたいと思います。ここだけ説明いただけるでしょうか。 |
| 1:14:38 | 三菱原子燃料テシマです。 |
| 1:14:41 | 公募資料車の中ですね、当加工施設まで約 300 でトータルトータルプール車両の中で、経営基盤の部分でエネルギーの大きいものとして選定したものがファームということでございます。 |
| 1:15:04 | 規制庁のタケダでございます。わかりました。ではですね |
| 1:15:10 | この事業評価の中でバスとかそういった 15tトラックとかもっと大きいものがありますけどこれは飛んでこないから、選定はされていないと飛んでいくものの中で一番大きいのが番であったということでよろしいでしょうか。 |
| 1:15:26 | 及び資源ヤマカワカほんどに及び |
| 1:15:32 | 規制庁のタケダです。わかりました。ありがとうございます。 |
| 1:15:38 | はい。規制庁タケダですが、外部衝撃の竜巻からもう 1 点、最後、確認させていただきます。これは後日紙面でご回答いただければと思います。 |
| 1:15:51 | 4830 ページ。 |
| 1:15:54 | なりますが、この防護フェンスの評価なんですけど、この評価結果につきまして、 |
| 1:16:01 | 杭ですね、両端部の支柱についてはこういった杭基礎となっていると思うんですけど、この杭体の結果も合わせて追記をするようにお願いします。 |
| 1:16:16 | また社来るですとか、取付金物もあるようであれば、結果を追記するようにお願いします。 |
| 1:16:24 | これは後日紙面でご回答ください。 |
| 1:16:32 | 添付説明書の県さんからの確認事項は以上になります。 |
| 1:16:38 | それで、次ですね、外部衝撃の |
| 1:16:42 | Aが 1 系統、外部火災爆発から確認をさせていただきます。 |
| 1:16:48 | 2 点ほど確認させていただきます。 |
| 1:16:51 | まず 1958 ページですね、独立遮へい器の仕様表からの確認になります。 |
| 1:17:00 | 外部火災外部爆発に対する性能が遮蔽壁には記載がされていないんですけどその説明教えていただけるでしょうか。 |
| 1:17:12 | これが損傷して遮へい性能が喪失しても問題ないということなのではないでしょうか。ちょっと考えをご説明いただきたいと思います。 |
| 1:17:29 | 三菱原子燃料ナカジマです。独立遮へい壁持っております機能として遮へい機能がございましてこれが外部衝撃で損傷しても問題ないということで記載していない、いないわけではなくて、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:17:47 | 独立遮蔽壁それから今回申請してます供給設備の障壁、これらについては別途、別途法律高圧ガス保安法に基づいて、損傷しないということを確認しております物部。 |
| 1:18:05 | と記載していなかったというのが、予定がありません。記載について検討したいと思ったと思います。以上です。 |
| 1:18:21 | 原子力規制庁のタケダです。わかりました。水素障壁も合わせて高圧ガス保安法を満足で要求する衛星の満足するような性能有しているということを理解しました。ありがとうございます。 |
| 1:18:38 | すいませんもう1点確認しようと思っていたんですけども、今のご回答でちょっと包絡されますので、私からの確認事項は以上とさせていただきます。 |
| 1:18:53 | はい。原子力規制庁ナガイです。ここからはちょっと本日の面談資料になるんですけど、2点ですね追加の確認事項、確認をさせていただきます。1点目は、2000、 |
| 1:19:10 | ですね、番号で言いますと面談資料の2718番のですね、時背景のインターロック関連です。この点については、この後の資料をですね、インターロックと警報機能に関する確認の資料がございますので、 |
| 1:19:29 | その中でちょっとあわせて確認したいと思います。 |
| 1:19:34 | それから2点目なんですが、する資料の2729番。 |
| 1:19:42 | の追加の確認になります。これは3543ページのずっと経営のこの位置っていうその図があるんですが、ここで核燃料物質等を含む廃液をですね、 |
| 1:19:59 | 次回更新申請すると、説明されているんですが、次回以降申請する修正図面に廃棄処理系等、 |
| 1:20:10 | の記載が今回その図を見ますと、記載がありませんのできちんとですね、次回以降申請する範囲を明確にするようにしてください。 |
| 1:20:24 | その上でですね、もう1点、今度核燃料物質を含まない工業用水についてなんですが、これは技術基準規則の第10条班の要求事項に、 |
| 1:20:40 | 対応して工場等の外に排水を排出する。 |
| 1:20:45 | 排水量の上に施設の床面がないようにすることという要求事項がございますので、その点がわかるようにですね、対象外の系統では、対象外っていいですか、の核燃料物質を含まない系統では、 |
| 1:21:01 | ありますけれども、系統図にですね、工業用水の吸排気被水系統を記載した上で、区別核燃料を含む系統と区別して記載した上でですね、技術基準に適用するように、 |
| 1:21:19 | 設置するというような説明を加えていただければと思います。 |
| 1:21:32 | 原子力規制庁ナガイです。今の点につきましては、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:21:38 | 後日ですね書面で回答するようにしてください。 |
| 1:21:46 | 三菱原子燃料カワマタでございます。リーダーに旧NUPECが指定し、拝承いたしました。 |
| 1:22:04 | 規制庁アリタです。本日の資料についての質疑は、 |
| 1:22:11 | 以上になりますが、他何かございますか。 |
| 1:22:17 | ないようでしたら、 |
| 1:22:50 | 規制庁オザワです。 |
| 1:22:54 | 今日のコメントでですね、これと前回のコメントの 2705 番に関係しているところで、 |
| 1:23:08 | ご説明いただいた内容を選定方針に関して添付説明書への記載を検討いたしますと書かれているところなんですけれども、これについては個々のコメントの回答の内容に係るものを、技術基準の適合の説明のDGのところに、 |
| 1:23:25 | 記載するという方針。 |
| 1:23:28 | おられるということでしょうか。ここの部分については閉じ込めのところで、5544 ページの別途説明されている資料に同様の内容が書かれているんですけれども、そこを技術基準の適合のDGのところに書くという方針でまずちょっとそここの確認をしたくて、 |
| 1:23:47 | 回答をお願いします。 |
| 1:24:25 | 三菱原子燃料のテシマです。2 点なんですけど、添付説明書でございますけども、閉じ込めのところに記載しようというふうに考えております。 |
| 1:24:41 | 規制庁小澤です。閉じ込めのところにはすでに 5544 ページで説明がされているところだと思うんですけれども、ですのであえてそのDGのところに追加で記載するのかなと思ったんですけれども、ちょっとそここのところは検討していただくとともにですね、 |
| 1:24:59 | あとこちらDGにつなぐ局排はいいがですね、すべてが選定されている状況じゃない。 |
| 1:25:08 | というふうな回答でございますので、外電が喪失したときにフード系ですね閉じ込めに関するものについてどのように考えて、こういうDGにつなぐものを選定したのかっていうところもあわせてですね、 |
| 1:25:26 | 回答していただくようにお願いします。 |
| 1:25:34 | 三菱原子燃料のテシマです、 |
| 1:25:37 | コメント拝承いたしました。 |
| 1:25:47 | はい、原子力規制庁ナガイです。 |
| 1:25:52 | 質疑応答なんですけれども、先ほどちょっと途中でですね、お伝えした転換工場のフィルター室Ⅱの最上階の床なんですけど、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:26:07 | 4 次の設工認でどのように扱っていたのか、もし確認ができていれば、その説明の方をお願いします。 |
| 1:26:20 | 三菱原子燃料のナカジマです、4 次申請では竜巻防護ラインとして、外壁を想定して、あとこれ許可から鉄板または ALCの屋根はt長とすると。 |
| 1:26:36 | ということで損傷するものとしては鉄板鋼板ですね、防護ラインが破れるものと整理してます。RCCにつきましては、 |
| 1:26:52 | だめ竜巻F3 竜巻で損傷しないということで、すべて明記ではおりません。床につきましては成形工場が三階の床が鋼板でしたので、ここが竜巻で損傷しないという評価をして床で特出しの形で床で竜巻防護 |
| 1:27:12 | ラインと誘起採用して先ほど、今の転換工場三階の床ですけれどもこれRC造ということで、F3 竜巻で損傷しないと。 |
| 1:27:28 | いう評価はしてるんですけども、ちょっと記載としてはわかりにくいというかも少し明記した方がよかったのかなというところがあると思ってます。以上です。 |
| 1:27:55 | はい、原子力規制庁ナガイです。今のご説明は理解しました。いわゆる3階の床がですね、いわゆる屋根の代わりということであれば、 |
| 1:28:11 | いわゆる竜巻荷重がかかるのであればですね、団員4時のときに説明をしていなかった、その荷重に対して余のこの転換工場の |
| 1:28:27 | 三階の床がちゃんと耐えるということをちょっと今回の申請の中で追加でしていただいて、添付の説明書、まず仕様表に記載していただいて |
| 1:28:43 | 添付の説明書で説明するようにしてください。 |
| 1:28:50 | 三菱原子燃料ナカジマです今回の申請でも転換工場鉄扉仕様表を書いて記載いたしますので、その中で明確にするようにいたします。 |
| 1:29:08 | 原子力規制庁ナガイです。ここまでの事実確認で何か追加がありましたら、 |
| 1:29:18 | 三菱の方、何かありましたらお願いします。 |
| 1:29:31 | えっと、三菱原子燃料のテシマで、前回コメントいただきました中で、気体廃棄設備について4次申請等ですね刈り取りといいますか、後段に送っていた |
| 1:29:50 | ものに対して確認するよというコメントをいただいておりますので、もしよろしければ、そこについてご回答申し上げたいと思ってますけども、いかがでしょうか。 |
| 1:30:02 | はい、原子力規制庁アリタですと、番号によるんですけど簡単にご説明いただいて、おそらく最終的には書面というやっつてということですので、 |
| 1:30:19 | 書面とあわせて補正なり、にする予定の内容を簡単にご説明、説明してください。 |
| 1:30:39 | 三菱原子燃料テシマです、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:30:42 | コメントいただいた |
| 1:30:46 | これはなんですけれども申請書の 4356 ページから 4407 ページにあります、示してます刈り取り表に対しまして、これに対してですね気体廃棄設備、それから、 |
| 1:31:01 | 確認中でございますけれども設備関係建屋関係も含めまして刈り取り状況を確認しております。 |
| 1:31:10 | この黒字で書いてございますところが、申請書に書いてあります刈り取りの状況になっておりまして、それに対して 6 次申請書に記載されてる内容につきまして、いろいろついた背景でこういう答えをかこうような、 |
| 1:31:28 | 記載してありますというような整理を全部の家庭に対して実施しております。 |
| 1:31:34 | 結果といたしまして気体廃棄設備につきましては、抜け漏れなく |
| 1:31:42 | きちっとですね、申請しているということを確認しております。 |
| 1:31:46 | その他決議につきましても同様に今確認を進めています。 |
| 1:31:51 | アップしたいというタイプにつきましては、この青字の背景例を示しておりますように、例えば気体廃棄設備(1)というところであれば、生物学的影響であれば、ここに書いてあるというようなところを確認しながら、こういった要を示してですね、確認しております。 |
| 1:32:10 | 黄色の背景については気体廃棄以外のところ、今進めているところでございます。 |
| 1:32:17 | このような確認をして書面例会といたしたいというふうに考えております。以上です。 |
| 1:32:24 | はい。原子力規制庁ナガイです。 |
| 1:32:30 | 今ご説明のあった内容を書面で回答ということですので、回答いただいた後ですね、適切に確認されているかということは私どもの方でも審査させていただきます。 |
| 1:32:48 | 以上です。 |
| 1:32:54 | 三菱原子燃料テシマです、よろしく願いいたします。 |
| 1:32:59 | はい。それでは原子力規制庁ナガイです。それでは本日最後の資料になりますけど、 |
| 1:33:16 | 本日最後の資料になりますんで、資料はですねインターロック及び警報の機能に関する確認についてと、いうこと等の説明資料になります。 |
| 1:33:34 | につきましては、12 月 11 日の面談で管理統括者であるトミナガ執行役員にですね、機器の設計や設工認申請の作成プロセスにおける警報インターロックに係る設計の不適合、 |
| 1:33:52 | それから是正処置の考え方を |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:33:57 | 是正処置をですね、求めたものに対する回答になります。で、その中でですね私の方から第6次設工認申請の過程で確認された不適合として3点お伝えしたんですが、 |
| 1:34:13 | ちょっと最初にその3点目ですね、液体状の核燃料物質を取り扱う貯槽の液位高インターロックの設計が仕様表に記載されてない事象とお伝えしましたけれども、正しくはですね。 |
| 1:34:29 | 給排気の起動停止インターロックが警報設備等の設計に記載されていないということでお伝えしなければならなかったんですけども前回の面談議事録の方をこの場で修正、 |
| 1:34:44 | させていただきたいと思います。 |
| 1:34:46 | で、その上でですね、今の点も含めまして、今回この |
| 1:34:54 | 回答いただいて短時間でですね、申請範囲に漏れがないかとか、それから設定値が適切に記載されているかということで、回答いただいたんですけども、簡単で結構、結果だけで結構ですけども、 |
| 1:35:13 | この1週間で社内でもどのような確認をしてどれだけの修正なり是正する不適合処置が必要なものがあつたのかというのを、 |
| 1:35:28 | トミナガさんもしくはヤマカワさんの方から説明をお願いします。 |
| 1:35:53 | 三菱原子燃料のヤマカワでございます。それでは概略を簡単にご説明したいと思います。 |
| 1:36:02 | まず資料の1ポツのところにはじめにということで、前回の面談におきましてご指摘いただいたインタロックの不具合ですね、こちらを踏まえまして当社でインタロック件を全般について再確認をしたというものでございます。 |
| 1:36:19 | 二つ目のポチのところ、再確認にあたって、確認の方針ということで、 |
| 1:36:27 | 3点挙げてございます。 |
| 1:36:30 | 一つ目としましては事業許可先行設工認に技術的齟齬がないことと、いうことを観点として挙げてございます。 |
| 1:36:39 | 二つ目の項目として、 |
| 1:36:43 | 設計が適切に反映されてるかというところを確認してございます。三つ目としては該当する条項欄及び警報欄に適切に記載されてるかと言う観点で再チェックを行ったというものでございます。 |
| 1:36:59 | 確認要領という具体的などころですけども、資料のほうにA-1からA-3、 |
| 1:37:09 | BについてはB。 |
| 1:37:12 | いうところで整理でございます。というやり方でチェックを行ったというところでございます。 |
| 1:37:20 | それに基づいてチェックした結果 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:37:23 | その結果を第 4 項にお示してございます。 |
| 1:37:29 | まず a-1 としましては事業許可で約束するすべてのインタロック警報、こちらについては適切に反映できているということを確認してございますけれども形成しているということが確認できてございますけれども、 |
| 1:37:48 | 一部インターロックの整理表、設問について申請書の添付書類のところにつけてございますけれども、そちらのほうに記載が漏れてたというところを確認してございます。具体的にはお互いといい関係のインタロックですとか、負圧警報装置のたぐいが、 |
| 1:38:08 | 抜けていたということを確認してございます。 |
| 1:38:11 | 次に例の 2 番目として、 |
| 1:38:16 | 許可で約束している安全性を確保というところで見えた場合、また化学処理施設であります堰括弧循環貯槽と、 |
| 1:38:29 | a1に関する漏水検知警報設備、 |
| 1:38:34 | こちらの方の議会において閉じ込めのポンプ説明書に当該堰が |
| 1:38:41 | 痛みが抜けていたというところを確認してございます。 |
| 1:38:46 | また、同じく化学処理施設なんですけれども、 |
| 1:38:51 | 溶解槽のインタロックですね、こちらの設定値ができるっていうのはなかったというところを確認してございます。 |
| 1:39:00 | さらに放射性廃棄物の廃棄施設、地下集水槽、こちらの方確認した際に、 |
| 1:39:09 | 図面と適合説明書で数値のところの不整合があったというところを確認してございます。 |
| 1:39:19 | それと同じく廃棄施設なんですけれども、 |
| 1:39:23 | 結果として括弧を貯留タンクの貯留タンク(チェックろ過器)。 |
| 1:39:33 | いうものを、さっきの漏水検知警報設備、これが中央表には記載されたんですけども、添付説明書のインタロック整理表に書いていなかったと。 |
| 1:39:45 | いうところでございます。 |
| 1:40:08 | 続けさせていただきます。 |
| 1:40:09 | A の 3 番として、先行設工認と不整合がないかという観点で調査した結果気体廃棄処理設備、 |
| 1:40:18 | Eにおきまして負圧警報の値ですね、19.6 パスカル使ったというものが 6 次の設工認に反映できていないというところを確認してございます。 |
| 1:40:30 | 次にBに関する整合性の確認ですけれども、一部機器の名称ですとか記載事項に不整合があったというところを確認してございます。 |
| 1:40:43 | さらに、Cのところですね。 |
| 1:40:46 | 適切な条項にちゃんと記載されてるか。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:40:50 | いうところで点検した結果 |
| 1:40:54 | 一部のものにつきまして警報に分類されていないというようなところが確認されてございます。詳細につきましては |
| 1:41:02 | 添付の資料のほうにペーシでありますので、そちらをご確認いただければというふうに考えてございます。 |
| 1:41:11 | 最後にのこれらの点検結果を踏まえまして、今後の対応ですけれども、 |
| 1:41:18 | 今回見つかった |
| 1:41:21 | 不整合につきましては適切に補正申請の方に |
| 1:41:25 | 負担していきたいというふうに考えてございます。では、早くする箇所は何ヶ所かございますけれども、 |
| 1:41:32 | 1例としまして、資料の3と4。 |
| 1:41:36 | の方にいわゆる星取表と呼んでるものがございましてけれども、この中に抜けたものについては適切に対応する計画。 |
| 1:41:47 | というような形で整理をしてございます。 |
| 1:41:50 | 今回見つかった正誤表ですけれども、こちらについては再度関係者に教育を行いまして、また開発に努めて参りたいというふうに考えてございます。 |
| 1:42:04 | 概略としては以上となります。 |
| 1:42:08 | はい。原子力規制庁ナガイです。資料の方は先日郵送していただいたので我々の方でも確認をし始めてるところですけれども、今説明あったように、正式にはですね補正申請を |
| 1:42:25 | 受け取った後に、関連箇所仕様表、それからインターロック図、添付の説明書等ですね、確認をさせていただきます。ただ来週以降ですね、 |
| 1:42:40 | 設計基準事故であるとか、いわゆる機能性能に関わる審査を今進めているところで、つつうので、申請書の記載があるものについては、今日 |
| 1:42:56 | 提出していただいている資料のいわゆるインターロック整理表ということで、通ず資料2がついておりますので、ここでいろいろ今説明のあった具体的な黄色く塗ってあったりして、 |
| 1:43:15 | ですね、ところも踏まえて、そちらで審査を進めるということでもよろしいでしょうか。 |
| 1:43:32 | 三菱原子燃料の山川でございます。ただいまの通りで特に問題ないかと思えます。 |
| 1:43:39 | はい、原子力規制庁ナガイです。個別のですね、事実確認不明な点は来週また改めて実施しますし最終的には補正出してから再確認ということになるんですが、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:43:56 | 今日ですね、1点、前回までにちょっとコメントをしている本日の資料のですね、2717番の |
| 1:44:11 | ところの後段の記載についてですね、この表の資料2の、これページ数が振ってないんですけども、気廃系ですね、資料2でいうと後ろからめくって2ページ、2枚目といいますか。 |
| 1:44:29 | になります。2700、 |
| 1:44:36 | 1718番は後で確認したい点はですね、1例だけですけども、 |
| 1:44:45 | 許可を |
| 1:44:47 | 踏まえてた設計になっているかということで、起動、ここですね起動。 |
| 1:44:54 | すいません。 |
| 1:44:55 | 給排気ファンの起動停止インターロックというのが、気体廃棄設備のそれぞれの排気ファンに、今もしくは給気ファンについているんですけども、この設計においてですね、 |
| 1:45:13 | きょカーではですね、 |
| 1:45:22 | すいません、この資料の中にも書いてあるんですが、zで通のところにですね、給気ファンと排気ファンとの間に、 |
| 1:45:32 | インターロック機構を設け排気ファンが運転されない限り、給気ファンが運転されない設計で及び排気ファンが停止したときに、給気ファンが停止する設計とすると。 |
| 1:45:49 | ということで、許可須藤をされておりますので、このインターロックの動作を見ますと、今読み上げた後半の配布については、 |
| 1:46:03 | 反映されているんですけども、排気ファンが運転されない限り給気ファンが運転されない設計というインターロックの動作が記載されておりませんが、この点については、どういうインターロックが、 |
| 1:46:19 | 〇の設置する計画になっているのか説明をお願いします。 |
| 1:46:36 | 三菱原子燃料のヤマカワでございます。ただいまご指摘いただいたところですね、許可の要求事項は二つの動作が期待されてるところで、露点についてはもう一度60について記載の方向で見直したいと思います。 |
| 1:46:53 | 基本的な考え方としましては許可の要求に沿った動作を徹底するということでございます。 |
| 1:47:03 | はい。本日の一応事実確認としてお伝えしますので、来週以降も面談も実施しますので、回答の方をお願いします。 |
| 1:47:15 | それからですねあわせて、これは本日非常用電源設備を確認していて、各排風機には必要攪拌久見崎必要な排風機には非常用電源に、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:47:31 | 繋がっているという設計にしておりますけれども、実際に簡易外部電源が喪失した後ですね。 |
| 1:47:39 | 非常用電源が起動するわけですがけれども、そのときに、どういうふうに起動するのかも提示自動的に |
| 1:47:53 | 起動するのかもしれない人間が確認して、 |
| 1:47:59 | 全体の給排気システムを再起動させるのか、廃棄だけの運転になると思いますけれども、 |
| 1:48:07 | その辺の説明もですね、あわせてするように、 |
| 1:48:12 | してください。 |
| 1:48:18 | 三菱原子燃料の山川でございます。承知いたしました。 |
| 1:48:24 | 原子力規制庁ナガイです。同じく本日の回答資料 2718 番のところですね、回答の中に非常時のみに作動する排風機で ■■■■ という、 |
| 1:48:40 | のがあるんですけどもその他該当するものがあるのであれば、非常時に作動する方法って言うのは、何か自動的にインターロックといいますか、停電をし外部電源喪失を |
| 1:48:55 | 検知して自動起動するのかもしれない人間が投入するのかっていうことですね、手動により起動させるのかという点についても今ちょっと不明な点となっておりますので、 |
| 1:49:11 | 次回ですね、説明するようにして商売等ですね、もしくはこの室本当に必要であればこのインターロックの |
| 1:49:24 | 一覧表ですね本日の資料に等ですね、回答を含めて回答するようにしてください。 |
| 1:49:35 | 三菱原子燃料のヤマカワでございます。ただいまの指摘のところは基本自動で起動するというものでございますので、その辺含めてきちんとわかるように記載したいと思います。 |
| 1:49:49 | 原子力規制庁ナガイです。私の方からのお伝えしたいことは以上になります。 |
| 1:49:58 | えっと三菱原子燃料のヤマカワでございます。ちょっと 1 点補足させていただきます。先ほどインタロックの整理表というものを、結論について書に添付してございます。今回もちょっと説明という形で資料の 2 でおつけしてございますけれども、 |
| 1:50:16 | その中で、 |
| 1:50:19 | 今回の資料でいきますと、 |
| 1:50:23 | T と U 列にも記載してございますけれども、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:50:29 | インターロックとか警報の運転上の管理値ですとか、インターロックまたは基本設計を使うというところを例として数値等を表記してございますけれども、これ点につきましてはあくまでも参考値と、 |
| 1:50:46 | いう形で載せてますので、次回補正をかける際にはですね、このあたりが参考値であるという旨を追記したいというふうに考えてございます。 |
| 1:50:58 | 以上でございます。 |
| 1:51:01 | はい。原子力規制庁ナガイです。おっしゃる通り認可を受けようとする受け入れる価というのは設定値を何MPa以上とか以下とかですね。 |
| 1:51:15 | 設計確認値ということで、以上以下を明記していただければ、その点が設工認の申請での約束になるということですので、その辺りについては必ず本文の仕様表であるとか、 |
| 1:51:32 | インターロック図のほうに反映して、認可事項としていただければ結構です。 |
| 1:51:41 | あわせてですね最初に説明ありましたけれども、それはこの表についてはインターロックの設定の考え方であるとか、非常にわかりやすくまとめられていて、 |
| 1:51:56 | 資料というか、よくいろんな情報があるんですけども、非常にいい資料だと思いますので、先ほど不適合処置それから是正処置で、教育とかですね、再発防止に努めますという、 |
| 1:52:13 | お集めになりましたけれども、ぜひ今後ですね、設工認、もう終わると今度使用前検査であるとか、定期自主検査等あるんですけど、このインターロックの設定値判定基準がですね、 |
| 1:52:29 | どういうふうに設定されて、どう、どういうときどの段階で作動しなければいけないのかということ、ぜひ全職員といいますかね関係職員に理解してですね。 |
| 1:52:45 | 今後の運営に当たれるように、この設工認の段階からよく |
| 1:52:52 | 持つせえインターロックの設定値の持つてる意味をですね、理解するようにしてください。この点については、トミナガさんの方から、ぜひ今後の対応について、 |
| 1:53:07 | 説明を簡単をお願いしたいんですけども。 |
| 1:53:14 | 三菱原子燃料のトミナガでございます。 |
| 1:53:17 | 今永井さんのほうから指摘がありました教育も含めましてですね、取り組みということになりますけども、こういった資料、 |
| 1:53:26 | 設計工事認可の作成要領なんか、 |
| 1:53:33 | とかですね、そういったところにも載せてですね。 |
| 1:53:35 | 今後の音波いろんな活動を行うものにですね。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:53:41 | 今後も分けることなくですね、それからような処置を考えたいと思っております。 |
| 1:53:48 | 以上でございます。 |
| 1:53:50 | はい、原子力規制庁ナガイです。安全優先というか、もう特にこういう機能性に関わるのは安全直結しますので、ぜひそのような形で対応するようにしてください。 |
| 1:54:03 | 私の方からは以上です。 |
| 1:54:11 | 規制庁アリタです。 |
| 1:54:14 | ちょっと今気づいた、ちょっと誤記というかちょっと追加で簡単なんでちょっとそれだと思えます。 |
| 1:54:21 | 支援政策 5679 ページ、ここに来たやはり設備(3)の許可との変更点ってあるんですけど、これ、 |
| 1:54:30 | 書いている図がこれ一番になってるんで補正のときに修正してください。 |
| 1:54:53 | やはり原子燃料のヤマカワでございますので、ちょっと聞き取れなかったのもう一度お願いできますでしょうか、申請書の 5679 ページです。 |
| 1:55:04 | これ図のタイトルを見ると期待は技術で(3)のなんたらかたらってあるんですけど貼ってるところが一番なんでこれ。 |
| 1:55:21 | 幾つが意見のヤマカワでございます承知いたしました。適切に処置したいと思います。 |
| 1:55:28 | はい。規制庁アリタです。確かはこれで以上になります他何かございますでしょうか。 |
| 1:55:38 | と、MNFの方からも何か追加でして、質問とか何かありますか。 |
| 1:55:50 | 三菱原子燃料ヤマカワでございます。こちらから特にございません。 |
| 1:55:55 | はい。規制庁アリタです。それではこれで面談終了したいと思います。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。